

県道24号線バイパス早期整備に関する意見書

道路は、市民が安全・安心に暮らし続けることのできる社会を構築し、効率的な経済活動を行うため、最も基本的かつ重要なインフラです。

県道24号線は、道路が著しく蛇行しており、その上、幅員も狭小で歩車道区分が明確でなく、交通安全上も早期の整備が求められたことから、県道24号線バイパス整備が決定されるものとなった。

また、県道24号線バイパスは、本町と沖縄市の東西区間を連結する「はしご道路」として位置付けられ、都市間の交流、広域道路網の形成、防災の面から非常に重要な路線であります。

しかしながら、沖縄県が県道24号線バイパス整備のため、平成30年5月に申請した米軍キャンプ桑江の一部を含む整備区間の測量や土質調査の立入りが、整備予定区間に返還予定のない米軍基地の一部が含まれているとのことから、米軍の許可が得られない状況となっている。

沖縄県は令和元年度中に立入りの許可が得られない場合、当該調査設計業務を委託した事業者との契約を終了するとの方針であり、米軍との協議が折り合わず、立入時期のめどの立たないうちは、調査は困難とのことである。

県道24号線バイパスの整備の遅れは、本町のまちづくりの推進に大きく影響するものであり、一日も早い整備が望まれる。

県道24号線バイパス整備により、地域住民が迅速かつ円滑で安全に移動できる避難道路としての交通機能が向上し、住民の生命及び財産を守る重要な道路となり、さらには地域の文化・観光資源を活用した地域活性化が図られるものとして期待されている。

よって、県道24号線バイパスの早期の整備完了を目指すべく、積極的な措置を講ずるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
沖縄県知事